

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十九年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
農事組合法人フアーム夕日の里	福山市神辺町字上御領一五八八番地	福山市神辺町大字八尋字沼一四番ほか三筆	四、九〇二
加藤 陽一郎	福山市神辺町川南一二八三番地九	福山市神辺町大字川南字十四ノ丁一七九五番一	二、三七七
坪井 翔伍	福山市駅家町近田一〇六一番地一九	福山市芦田町大字福田三三五番一	八五四
農事組合法人畑原	三次市大田幸町三二六五番地一	三次市大田幸町三三九七番一ほか一筆	九四九
山越 亮介	三次市廻神町二八八七番地	三次市廻神町三四〇八番ほか一〇筆	二四、四七六
農事組合法人よしわ	廿日市市吉和三四二五番地一	廿日市市吉和字青木三三三五番一ほか八九筆	一四三、四二一
農事組合法人よしわ	廿日市市吉和三四二五番地一	廿日市市吉和字市垣内三三九八番一ほか二筆	八、五六八
農事組合法人よしわ	廿日市市吉和三四二五番地一	廿日市市吉和字市垣内三三九八番一ほか二筆	六、三五六
田坂 秀雄	安芸高田市吉田町吉田八二三番地一	安芸高田市甲田町上甲立字末兼一番八ほか二筆	一〇、五一六
農事組合法人星城の里	安芸高田市吉田町桂四三番地二	安芸高田市吉田町高野字大工一四一番二ほか一筆	五六〇
農事組合法人ふかせ	安芸高田市甲田町深瀬八七八番地三	安芸高田市甲田町深瀬字船津一二九番一ほか一一五筆	二〇五、七一
農事組合法人ふるさと重永	世羅郡世羅町大字重永二四六七番地	世羅郡世羅町大字重永字鳥落二二二〇番	一、六〇二
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町大字重永八五一番地一	世羅郡世羅町大字重永字城ヶ鼻四九番一ほか九筆	一一、〇二五
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町大字重永八五一番地一	世羅郡世羅町大字青水字弁城五七番一ほか一〇一筆	一五二、八九
農事組合法人京丸フアームセラ	世羅郡世羅町大字京丸三九五番地	世羅郡世羅町大字京丸字大平東山一〇七六七番一ほか二筆	五、七六五
農事組合法人京丸フアームセラ	世羅郡世羅町大字京丸三九五番地	世羅郡世羅町大字寺町字宮沖四四一番ほか四六筆	六五、七九七
農事組合法人ほりこし	堀越二二三二番地一	世羅郡世羅町大字堀越字粟島一一九三番一ほか三筆	二、二六七

農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町大字 堀越二二三番地一	世羅郡世羅町大字三郎丸字 中沖一四二番二ほか一三六 筆	一八〇、八八 九
農事組合法人くろぶち	世羅郡世羅町大字 黒淵四七一番地一	世羅郡世羅町大字黒淵字道 金一六二番三ほか一筆	一七、四三三
農事組合法人くろぶち	世羅郡世羅町大字 黒淵四七一番地一	世羅郡世羅町大字黒淵字道 金六番二ほか二五一筆	四九七、四二一 三
農事組合法人穂MIN ORI	世羅郡世羅町大字 下津田二三七〇番 地	世羅郡世羅町大字下津田字 神鳥四九四番一ほか二筆	四、五一〇
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字賀茂字扇 田九五番一ほか九六筆	九七、七二三

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十九年一月十二日から平成二十九年一月二十六日まで